

[お知らせ]

2019年4月分(5月引去り分) から医師国保組合の保険料が改定されます

2019年度 岩手県医師国民健康保険組合の保険料額表

第1種組合員		2018年度 月額	(増額)	2019年度 月額
	基礎賦課額平等割額	25,500 円	(0 円)	25,500 円
基礎賦課額所得割額 ※1	(前年度課税標準額の) 1000分の4÷		(前年度課税標準額の) 1000分の4÷12	
後期高齢者支援金等賦課額	4,400 円	(200 円)	4,600 円	
介護納付金賦課額 ※2	4,900 円	(500 円)	5,400 円	

第1種家族		2018年度 月額	(増額)	2019年度 月額
	基礎賦課額均等割額	11,000 円	(0 円)	11,000 円
後期高齢者支援金等賦課額	4,400 円	(200 円)	4,600 円	
介護納付金賦課額 ※2	4,900 円	(500 円)	5,400 円	

第2種組合員		2018年度 月額	(増額)	2019年度 月額
	基礎賦課額平等割額	13,500 円	(0 円)	13,500 円
後期高齢者支援金等賦課額	4,400 円	(200 円)	4,600 円	
介護納付金賦課額 ※2	4,900 円	(500 円)	5,400 円	

第2種家族		2018年度 月額	(増額)	2019年度 月額
	基礎賦課額均等割額	3,500 円	(0 円)	3,500 円
後期高齢者支援金等賦課額	4,400 円	(200 円)	4,600 円	
介護納付金賦課額 ※2	4,900 円	(500 円)	5,400 円	

後期高齢者組合員基礎賦課額 (75歳以上の組合員)	2018年度 月額	(増額)	2019年度 月額
	4,500 円	(0 円)	4,500 円

※1 2019年度の第1種組合員の所得割額は前年度における住民税の課税標準額に1,000分の4を乗じ、12で除して得た額。ただし、課税標準額が8,000万円を超える場合は8,000万円とし、算出額の100円未満は切り捨てます。(月最高額 26,600円。)

※2 介護納付金賦課額は、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に賦課されます。65歳以上の介護保険第1号被保険者は市町村に直接納付となります。

岩手県医師国民健康保険組合